

# 令和8年度 平泉町 児童クラブご利用案内

## 児童クラブの概要

### (1) 児童クラブとは

児童クラブは、就労等の理由により放課後等に保護者が家庭にいない小学生の児童を対象に、遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的に開設しています。

### (2) 町内の児童クラブ

施設名	定員	所在地	連絡先	管理運営委託団体
すぎのこクラブ	65人	平泉小学校敷地内 (平泉字倉町163番地1)	46-2333	すぎのこクラブ運営委員会
たばしね児童クラブ	30人	長島小学校内 (長島字砂子沢33番地)	34-5022	たばしね児童クラブ運営委員会

### (3) 開館日及び開館時間

児童クラブの「開館日」及び「開館時間」は以下のとおりです。

開館日	開館時間
平日	放課後から 18時30分
土曜日	
小学校の長期休暇日等 (学校が夏休みや臨時のお休みの日など)	8時から 18時30分

※日曜、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)、お盆期間(各クラブが定める期間)は除きます。

# 令和8年度入所申請について

## (1) 受付期間

令和8年2月2日(月)～令和8年2月13日(金) (土曜、日曜、祝日は除く)

## (2) 受付場所

- ・平泉町子育て支援課（保健センター2階）
- ・利用を希望する児童クラブ

## (3) 入所申込みに必要な書類

### ① 児童クラブ入所申請書

※兄弟児がいる家庭も、子ども1人につき1枚記入してください。

### ② 誓約書

### ③ 保育を必要とする事由を確認する書類

保護者等の状況		提出書類	証明者	提出をする人
就労	勤めている方、内職の方	就労証明書	勤務先	父母
	自営業、農業の方	就労状況申告書	地区民生委員	
疾病等	病気、けが、障がいを有している方	診断書、障がい者手帳等の写し	医療機関等	
	家庭内の親族を常に看護、介護している方	介護を受ける方の診断書または障がい者手帳等の写し、介護申告書、ケアプラン等	医療機関、地区民生委員等	
出産	妊娠・出産 (産前2か月・産後3か月)	母子健康手帳の写し(父母氏名、出産予定期が確認できるページ)		母
その他	就学	在学証明書等	在籍校	父母
	上記以外の方	子育て支援課(児童クラブ担当)にお問い合わせください。		

### ④ 家庭状況調査票

※祖父母および父母以外の同居親族等について、必要事項を記載のうえ、提出願います。

### (すぎのこクラブ利用希望の方)

### ⑤ すぎのこクラブ家庭調査票

※ 多子入所の場合、③、④の書類は年齢が上のお子さんのみ提出してください。

※ ③の書類が揃わない場合は、『入所申請に係る書類についての申出書』を提出してください。

## (4) 入所申請の要件について

児童クラブの入所申請の際は、以下の①～③の要件をすべて満たす必要があります。要件を満たさない場合は入所申請の受付ができませんので、必ずご確認のうえ、お申し込みください。

### ①平泉町内の小学校に在籍する児童で、以下の基準を満たし、集団生活を送れる児童であること

- ・ 食事や排せつなど、身辺自立ができている児童
- ・ 意思疎通が図られる児童
- ・ 危険な行動の予防、または制御が可能である児童

## ②保護者および同居親族等の全員が次のいずれかの事由に該当すること

- 就労のため、放課後等に家庭にいないこと。
- 疾病、または負傷の状態にあるか障がいがあること
- 疾病、または負傷の状態にあるか障がいがある親族を常時介護していること
- 出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合は14週間前）に当たる日から、出産日後8週間に当たるまでの間であること
- 大学、専門学校、職業訓練校等で通学中であること

## ③保護者が児童クラブ利用料を滞納していないこと（兄弟姉妹の利用による滞納も含みます）

- 令和8年度入所希望者の場合、令和7年12月分利用料まで納入していることが要件となります。
- 滞納がある場合、令和7年度入所申請の際に提出いただいた誓約書の内容が守られていないことから、令和8年度の申請を受け付けることが出来ません。  
※お支払いに関する特別な事情がございましたら、事前に子育て支援課までご相談ください。
- 滞納分を納めたうえで、再度お申込みいただくことは可能ですが、再度お申込みいただいた日が受付日となります。

## （5）入所決定について

入所申請の受付後、家庭の状況などを踏まえた利用調整のうえ、入所決定を行います。

※申込み順ではありません。

■おおむね3月上旬までに入所決定通知を送付します。

## （6）面接について

各児童クラブで利用希望者もしくは利用決定後に面接を行います。

詳細は利用を希望する児童クラブにご確認ください。

## 児童クラブ利用料について

### (1) 利用料について

- ・児童クラブを利用する際は利用料として「月額 5,000 円」を、原則として口座振替により納付していただきます。入所決定後に口座振替依頼書を提出してください。
- ・毎月月末が振替日になります。

※月の末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が振替日になります。

登録している月	振替日	登録している月	振替日
4月分	令和8年4月30日	10月分	令和8年11月2日
5月分	令和8年6月1日	11月分	令和8年11月30日
6月分	令和8年6月30日	12月分	令和9年1月4日
7月分	令和8年7月31日	1月分	令和9年2月1日
8月分	令和8年8月31日	2月分	令和9年3月1日
9月分	令和8年9月30日	3月分	令和9年3月31日

#### 【留意事項】

- ・毎月1日時点での在籍している場合、当該月分の利用料を徴収します。  
利用料の日割り計算はしませんので、利用日数に関わらず1か月分の利用料を徴収します。
- ・年度の途中に登録した場合や口座の変更手続きをされた場合は、口座振替手続きがお済みの方であっても、申込後1～2か月は納付書でお支払いいただくことがあります。
- ・多子世帯や町民税所得割非課税のひとり親世帯等については、利用料の減免措置があります。
- ・町で徴収する児童クラブ利用料とは別に、児童クラブで行う各種行事、保護者会等について、実費相当分をご負担いただく場合があります。詳しくは各クラブにお問い合わせください。

### (2) 利用料の減免について

世帯の状況により、児童クラブ利用料月額5,000円について、減免制度を設けています。

以下の事由に該当する方は、入所決定後にお送りする「児童クラブ利用料金減免申請書」を子育て支援課に令和8年3月31日までに提出願います。

該当する事由	減免の内容
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	全額免除（0円）
当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯で 母子世帯及び父子世帯	半額免除（2,500円）
多子世帯（入所児童が2人以上の場合）	第2子以降、半額免除（2,500円）

### (3) 利用料の滞納について

利用料の滞納が発生した場合は、次のとおりとなります。

- ・督促状、催告書を発送します。※督促手数料 発送する督促状1通につき100円
  - ・担当職員が電話や自宅訪問をします。
  - ・担当職員が入所している児童の迎えの時間に合わせて、児童クラブに催告等のために伺います。
- 未納の状態が続く場合は、地方税法の処分により、給与差し押さえ等の滞納処分を行うことがあります。また、児童手当法に基づき児童手当から特別徴収する場合があります。
- 納付できない特別の事情がある場合、子育て支援課まで必ずご相談ください。

## その他の注意事項

### ○入所決定後の状況確認について

就労状況が変わることがあるため、年度途中に保護者等の就労状況確認を行うことがあります。

### ○求職中の場合

保護者が求職中の場合、**2ヶ月を限度**に入所できます。就職先が決定した場合は、速やかに就労証明書を提出してください。

### ○次の場合は、速やかに届出をしてください。

- ・保護者の勤務先が変わったとき。
- ・就労証明書の雇用期間等が年度内に満了するとき  
(雇用が継続していることを確認するため就労証明書を提出してください)
- ・入所の事由が消滅又は変更になったとき。
- ・一身上の都合によりお子さんが1月以上欠席及び退所するとき。
- ・お子さん又は保護者が、住所又は氏名を変更したとき。
- ・利用料減免理由に変更があったとき。
- ・その他児童クラブ入所申請書の記載事項に変更があったとき。

※届出がない場合、虚偽の届出を行った場合は、入所決定後でも取り消し、退所になる場合があります。

### 児童クラブ登録手続き・制度全般・減免制度に関するお問い合わせ先

#### ● 平泉町子育て支援課

〒029-4102 平泉町平泉字志羅山45-2 (保健センター2階)

電話 0191-34-5548 FAX 0191-46-2900

### 児童クラブ運営に関するお問い合わせ先

#### ● すぎのこクラブ (平泉小学校敷地内)

電話 0191-46-2333

#### ● たばしね児童クラブ(長島小学校内)

電話 0191-34-5022